

平成 20 年 3 月 18 日

各 位

会社名 株式会社オーベン  
代表者名 代表取締役社長 上野 智司  
(コード番号 4797 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理本部長 山本 敏晴  
(電話 03-5779-9275)

## 上場廃止の決定に関するお知らせ

本日、東京証券取引所より、平成 20 年 3 月 19 日付をもって当社株式を整理銘柄に割当て、1 ヶ月後の平成 20 年 4 月 19 日付で上場廃止となる旨の通知を下記のとおり受けましたので、お知らせいたします。

記

上場廃止及び整理銘柄指定

- |                    |   |
|--------------------|---|
| (1) 銘 柄            | 株式会社オーベン 株式<br>(コード：4797、市場区分：マザーズ)   |
| (2) 整理 銘柄<br>指定 期間 | 平成 20 年 3 月 19 日 (水) から平成 20 年 4 月 18 日 (金) まで  |
| (3) 上場廃止日          | 平成 20 年 4 月 19 日 (土)<br>(注) 速やかに上場廃止すべき事情が発生した場合は、上記<br>整理銘柄指定期間及び上場廃止日を変更することがあ<br>ります。                  |
| (4) 上場廃止理由         | 有価証券上場規程第 603 条第 6 号 (関連規則は同規程第 601 条<br>第 19 号 (公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場<br>廃止を適当と認めた場合)) に該当すると認められるため |

(注) 同社は、同社元代表取締役社長及び元取締役の 2 名とともに、証券取引法違反 (偽計) の嫌疑で証券取引等監視委員会により告発され、大阪地方検察庁により起訴された件で、同社元代表取締役社長及び元取締役は、同社が当事者となった株式交換に際し、当時の代表取締役社長及び取締役として、完全子会社となる法人の企業価値を過大評価したうえ、かかる過大な評価による株式交換比率をもって新株式を割り当て完全子会社化する旨の株式交換契約を締結し、当該株式交換について虚偽の内容を含む公表を行うなどしたとされています。

被告人である当時の代表取締役社長及び取締役が完全子会社となる法人の企業価値を過大評価して算定した株式交換比率に基づき、同人らが過半数を占める同社の取締役会において機関決定された本株式交換は、既存の株主の保有する株式価値を直接的に希釈化した点で重大であり、これに関し同人らにより同社の名前で作られた虚偽の内容を含む公表

は、投資者の投資判断にとって重要な情報を故意に偽った点で極めて悪質であり、それらがいずれも当社自ら会社行為として行ったと認められる点で、上場会社としての適格性を強く疑わざるを得ず、自社株式について投資者に対する重大な背信行為を行ったものと認められます。

こうした状況は、投資者の金融商品市場に対する信頼を著しく毀損するものであると認められます。

以上